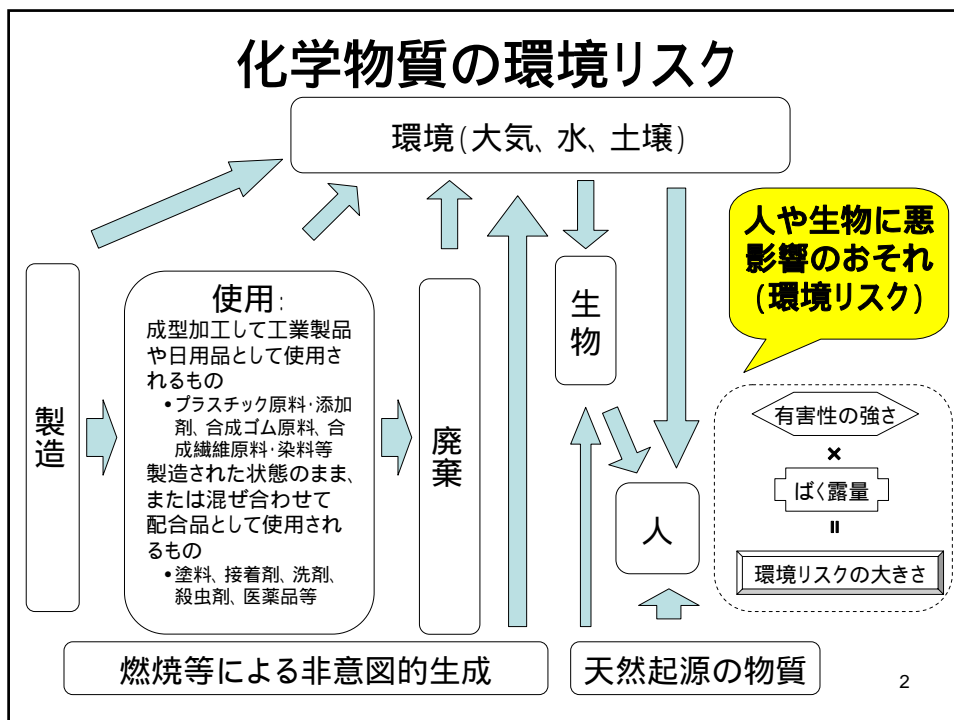


SAICM実施に向けた 政府の取組について

環境省環境安全課
戸田英作

1



化学物質の生産や使用の規制に係る法制度の状況		
一般環境 を通じて ばく露	<p>化学物質審査規制法 残留性、生物蓄積性、長期毒性をもつ物質の製造・使用の原則禁止 残留性、長期毒性をもつ物質の製造・使用の制限、表示義務 上記に該当するおそれのある物質の製造量の届出 新規化学物質の残留性、蓄積性、長期毒性等の審査</p> <p>化学物質排出把握管理促進法 人又は動植物に有害で、環境に残留する物質等の排出・移動量の届出・推計 上記物質及び将来の環境残留が見込まれる物質へのMSDS添付</p> <p>環境基本法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法等 人の健康の保護及び生活環境の保全のための環境基準を設定 大気、水への有害物質の排出、廃棄物からの溶出等を規制</p>	<p>毒物劇物取締法 著しい毒性をもつ物質の製造、使用等の規制 毒物・劇物の製造、販売、使用等の登録・届出、表示義務、MSDS添付 毒物・劇物の廃棄の規制</p> <p>農業取締法 農業登録（毒性・残留性の検査、基準に適合しないものは登録保留） 無登録農業の製造・使用の禁止 表示義務（使用方法等） 使用規制（使用基準の遵守、水質汚濁性農業の指定とその使用の制限）</p>
人への直接ばく露	<p>薬事法 医薬品、医薬部外品、化粧品等の製造等の許可制、販売の制限、表示義務等</p> <p>食品衛生法 食品及び食品添加物の製造・使用等に関する規格の制定、表示義務等</p> <p>有害物質含有家庭用品規制法 家庭用品における有害物質の含有量、溶出量、発散量に関する基準を設定</p>	
作業環境	<p>労働安全衛生法 労働者に健康被害を生ずる物の製造、使用等の禁止 上記のおそれのある物の製造等の許可制、表示義務、MSDS添付 新規化学物質の変異原性等の調査</p>	

第3次環境基本計画「化学物質の環境リスクの低減」		
2025年頃の社会における目標		
<ul style="list-style-type: none"> ➢ リスクに関する情報の共有、科学的なリスク評価 ➢ 予防的アプローチの適用 		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 様々な主体による理解・信頼・自主的行動 ➢ 国際調和と国際的取組への我が国の貢献
<p>有害性・曝露情報の不足の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 既存化学物質の安全性点検の加速化 - 構造活性相関などの簡易・迅速な安全性評価手法を開発、人の健康・環境への影響を評価 ➢ 大気・水・底質などの環境媒体、生体試料のモニタリングを強化 ➢ 製造量、使用量、用途等の曝露評価に必要な情報を把握 ➢ 2020年までに、製造・輸入から使用・消費・廃棄に至るまでの化学物質の流れを把握 	<p>多様な手法によるリスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 発生源周辺の居住地域も含めて環境基準・指針値を達成 ➢ 利用可能な最良技術・環境のための最良の慣行を使用 ➢ 自主管理などの様々な施策のベストミックス 	<p>リスクコミュニケーションの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 消費者に化学物質の使用の有無・有害性などの情報を提供 ➢ 環境教育の推進
<p>国際的な情報発信と地球規模の問題への貢献の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ SAICMに沿って国際的な観点から化学物質管理を推進 ➢ 我が国の経験を生かし、モニタリングの主導、化学物質管理システム構築への技術的支援 ➢ 各国の規制体系のうち参考になるものは導入 ➢ 化学物質の評価・管理手法の国際的な調和の推進と我が国からの情報発信 ➢ 2008年までに化学物質の分類・表示に関する世界調和システム(GHS)を導入 		

国際的な化学物質対策の進展

- 化学物質は国際的に取引され、また国境を越えて環境中を移動。



- 化学物質による地球規模での環境汚染を防止するためには、国際的な取組が必要。

これまでの国際的取り組みの経緯

- 1971年 OECD化学品プログラム開始
- 1985年 オゾン層保護のためのウィーン条約
- 1992年 地球サミットで「アジェンダ21」採択(第19章:有害化学物質の管理)
- 1994年 化学物質の安全性に関する政府間フォーラム設立
- 2001年 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約
- 2002年 ヨハネスブルグサミットで、SAICM作成を決定
- 2006年 国際化学物質管理会議でSAICMを採択

5

化学物質管理の国際的取組

POPs条約

(残留性有機汚染物質(POPs: Persistent Organic Pollutants)に関するストックホルム条約)
環境中での残留性が高いPCB、DDT、ダイオキシン等の残留性有機汚染物質について、国際的に協調した廃絶、削減等を定めたもの。

PIC条約 (国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意(PIC: Prior Informed Consent)の手続に関するロッテルダム条約)

SAICM

(Strategic Approach to International Chemicals Management, 国際化学物質管理戦略)

有害金属問題

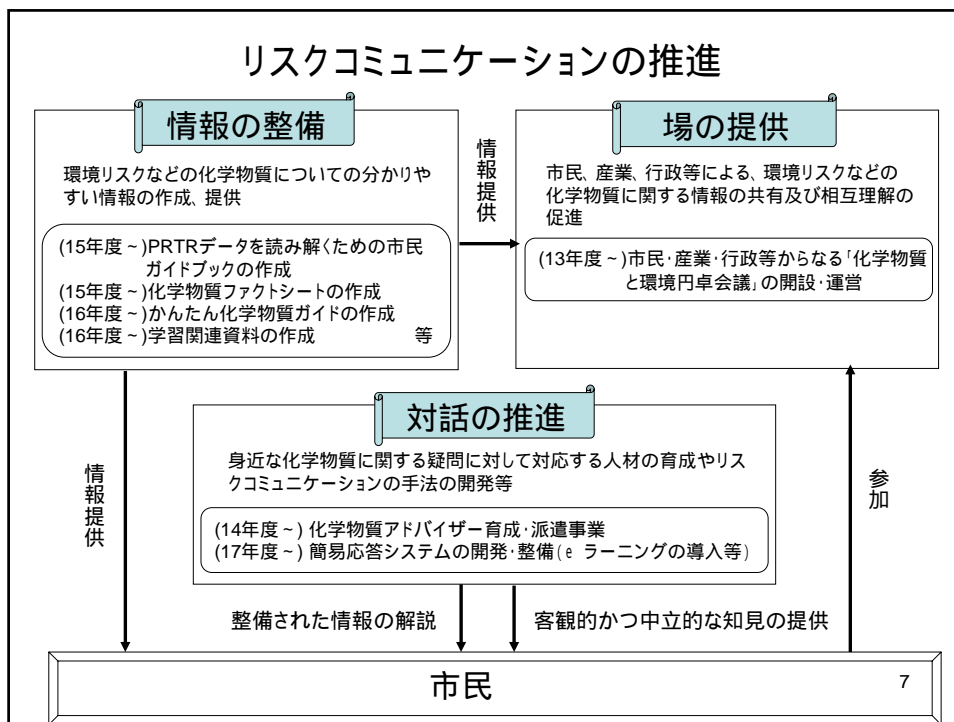
国連環境計画(UNEP)において、2003年、世界水銀アセスメント報告書を作成。2007年、条約等の対策オプションを検討する作業グループ設置。

GHS (Globally Harmonized System, 化学品の分類および表示に関する世界調和システム)

OECD

化学物質の有害性試験法の開発・標準化、国際分担による有害性評価等

6



化学物質と環境円卓会議

目的: 化学物質の環境リスクについて、国民的参加による取組を促進することを目的として、市民、産業、行政の代表による化学物質の環境リスクに関する情報の共有及び相互理解を促進する場として設置

メンバー

市民(7名): 環境NGO、主婦団体、生協等
 産業(7名): 化学業界、電機業界、自動車業界、流通業界
 行政(5名): 環境省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、愛知県
 学識経験者(3名)

- インターネットの活用や地域フォーラムの開催により、国民各界の意見・要望を集約。
- これらの意見・要望を踏まえた対話を通じて、環境リスク低減に関する情報の共有と相互理解を促進。
- 会議での議論やそこで得られた共通認識を市民・産業・行政に発信。

最近の会合及び今後の予定

平成17年6月21日 第14回会合
 - SAICMへの対応も視野に入れた今後の化学物質対策

平成17年9月4日 第15回会合
 - 地方における化学物質対策への取組

平成17年12月18日 第16回会合
 - リスクコミュニケーションへの取組を広げるための方策

平成18年2月21日 第17回会合
 - SAICMの策定と今後の化学物質対策

平成18年10月29日 第18回会合
 - 化学物質と環境に関する教育

平成18年12月27日 第19回会合
 - 地域連携に基づく環境教育の推進

平成19年3月28日 第20回会合
 - LCAとリスクコミュニケーションについて
 - 第3次環境基本計画における化学物質環境リスク対策

8

国際化学物質管理戦略 (Strategic Approach to International Chemicals Management)

- 1992年 地球サミットで「アジェンダ21」採択(第19章:有害化学物質の管理)
- 1994年 化学物質の安全性に関する政府間フォーラム設立
- **2002年9月 持続可能な開発に関する世界首脳会議のための実施計画**
 - 予防的取組方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成することを目指す。
 - 2005年までにこのための戦略的アプローチ(SAICM)を策定することを決定
- 2003～2005年 3回の準備会合、世界5地域における地域会合等
- 2006年2月 国際化学物質管理会議(ドバイ)においてSAICMを採択

9

SAICMとは・・・

「化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成する」との目標に向けた、以下の3文書よりなる国際的な戦略。

国際的な化学物質の管理に関するドバイ宣言

ドバイの国際化学物質管理会議(ICCM)に出席した各国の大臣・高官による30項目の宣言

包括的方針戦略

対象範囲

工業化学品と農業化学品をカバー。医薬品・食品は原則として除外。

必要性

国際的な枠組みの欠如、国際格差の増大など

リスク削減: 2020年までに制御不可能なリスクをもたらす物質の製造・使用を中止、排出を最小化。予防的取組方法を適用。

知識と情報: 化学物質のライフサイクルを通じた管理のための情報を関係者に入手可能とする。

ガバナンス: 化学物質管理のための国際的・国内的なメカニズムの確立

能力向上及び技術協力
不法な国際移動の防止

財政的考慮

途上国向け「クイックスタートプログラム」等

原則とアプローチ

リオ宣言等の原則とアプローチを再確認

実施と進捗の評価

今後のICCM予定、地域会合、事務局等

世界行動計画

SAICM実施のためのガイダンス文書として、273の行動項目と行動主体、スケジュール等を列挙。

SAICMの実施

- 2006年2月 国際化学物質管理会議でSAICMを採択

世界規模での取組

- UNEP、ILO、WHO、OECD等の国際機関での承認等
- 事務局の設立 (UNEP)
- クイックスタートプログラムの設立・運営
 - 基金の設立
 - 管理理事会の開催
 - 基金運営委員会でプロジェクト採択

各地域における取組

- 地域会合
- 地域行動計画の策定等

アジア太平洋地域 (日本)

アフリカ地域 (ナイジェリア)

ラテンアメリカカリブ海地域 (アルゼンチン)

中東欧地域 (ルーマニア)

西欧その他地域 (英国)

括弧内は地域フォーカルポイント

各国での取組

- 国内フォーカルポイントの指定
- 実施体制の整備
- 国内実施計画の検討・実施
- クイックスタートプログラムへの貢献等
産業界、NGO等もそれぞれの立場からSAICM実施

- 2009年 第2回ICCM
- 2012年 第3回ICCM
- 2015年 第4回ICCM
- 2020年 第5回ICCM

2020年までに化学物質が健康・環境に与える影響を最小化

アジア太平洋地域会合

- 2007年5月21～23日 バンコクで開催予定。
- 本会合の前後に以下の会議を開催
 - 製品中の水銀に関するワークショップ (5月17～19日)
 - 化学物質管理のための制度的インフラストラクチャーに関するワークショップ (5月24～25日)
- 企画委員会
 - 日本、タイ、イラン、韓国、産業界 (国際化学工業団体連合会)、NGO (POPs廃絶ネットワーク)、SAICM事務局
- 議題
 - アジア太平洋地域におけるSAICMの実施：地域における調整メカニズム、国内におけるSAICMの実施、地域におけるSAICMの実施
 - クイックスタートプログラム
 - 財政的考慮
 - 第2回ICCMの準備：SAICM実施に関するICCMへの報告、世界実施計画のさらなる発展、ICCMの議事運営規則、科学¹²ワークショップの可能性 等

我が国におけるSAICMの実施

- SAICM関係省庁連絡会議の設置
 - 環境省、内閣府、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省
 - これまでに会合を2回開催
- SAICM国内実施計画の検討
 - アジア太平洋地域会合等、諸外国の動向を踏まえて策定
 - 以下のような構成
 - 総論：ドバイ宣言及び包括的方針戦略に沿って、我が国における化学物質管理の基本的な方針を記述。
 - 各論：世界行動計画に掲げられた273の行動項目のうち、我が国として取り上げるべき項目を選定するとともに項目の再整理を行い、具体的な取組の概要をとりまとめる。必要に応じ、項目の追加も可。
- 関係者の関与
 - 「化学物質と環境円卓会議」での議論
 - アジア太平洋地域会合に向けたフォーラム
- 国際貢献
 - アジア太平洋地域会合の開催支援
 - アジア太平洋地域におけるクイックスタートプログラムへの貢献
 - JICA化学物質管理研修
 - その他、POPs、有害廃棄物等に関する国際協力 等

13

国内実施計画：諸外国の状況

オーストラリア	既存の取組のレビューを実施予定
カナダ	第2回ICCMまでに策定予定
デンマーク	策定予定なし。(既存制度の枠内で取組)
フィンランド	SAICM国内実施計画の策定予定はないが、2006年5月に策定した国家化学物質計画が、すでにSAICMの目標を目指したものとなっている。
ドイツ	策定開始
メキシコ	英国との二国間協力プロジェクトを予定
スロベニア	2007年春策定予定
英国	WSSDの化学物質関連目標の達成計画によりフォローアップ
米国	計画そのものの策定に至らない可能性もあるが、既存のツール・情報の幅広い活用、優先分野・活動計画・対処能力開発のレビュー等について検討。

化学物質管理制度の見直し

- 第三次環境基本計画を踏まえた今後の化学物質環境対策
 - < 第三次環境基本計画の重点的取組事項 >
 - 科学的な環境リスク評価の推進
 - 効果的・効率的なリスク管理の推進
 - リスクコミュニケーションの推進
 - 国際的な協調の下での国際的責務の履行と積極的対応
- 関係法令の法定見直し
 - 平成19年以降 化学物質排出把握管理促進法
 - 平成21年以降 化学物質審査規制法

中央環境審議会
環境化学物質小委員会

産業構造審議会化学物質管理制度
検討ワーキンググループ

合同審議

- 平成19年夏頃を目途に、化学物質排出把握管理促進法について中間報告
- 中間取りまとめ以降の進め方については、今後の審議を踏まえて決定

15